

○ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件

（平成十五年三月三十一日）
文部科学省告示第五十三号

最終改正 令五・七・三十一文科告六十七

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項及び第四十五条第二項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第百七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員を置くものとする。ただし、法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合には、当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程の最小専門職大学院別専任教員数を七とする。

2 専門職大学院設置基準第五条第三項に規定する博士課程を担当する教員以外の専任教員を兼ねることのできる者の数については、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。

3 第一項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数（その数に一に

満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。）の専任教員を置くものとする。

4 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

5 第三項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員の数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。

6 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあつては、次項の規定により得られる専任教員の数）に、一を加えた数以上とする。

7 第一項の規定にかかわらず、特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。）の専任教員は、教育研究に支障がないと認められるときは、当該研究科に置かれる当該他の専攻の専任教員がこれを兼ねることができ。

8 第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあつては、当該二以上の専門職大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く専任教員の数については、第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第三項、第四項及び第五項中「共同教育課程を編成する専攻」とあるのは、「国際連携専攻」と読み替えるものとする。

9 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は第六項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条

第三項及び第四項若しくは同条第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

5 教職大学院に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね四割」と読み替えるものとする。

6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

(法科大学院の収容定員)

第三条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

(教職大学院の教育課程)

第四条 教職大学院は、専門職大学院設置基準第二十九条第一項に規定する実習により行われる授業科目(次項及び第三項において「実習により行われる授業科目」という。)に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。

- 一 教育課程の編成及び実施に関する領域
- 二 教科等の実践的な指導方法に関する領域
- 三 生徒指導及び教育相談に関する領域
- 四 学級経営及び学校経営に関する領域
- 五 学校教育と教員の在り方に関する領域

2 教職大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、実習に

より行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教職大学院は、学生の授業科目の履修が第一項各号に掲げる領域の授業科目、実習により行われる授業科目又は前項に規定するその他各教職大学院において開設する科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する教職大学院(以下この項において「構成教職大学院」という。)は、当該構成教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該構成教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものそれぞれみなすものとする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の教職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあつては、当該二以上の教職大学院は、当該二以上の教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものそれぞれみなすものとする。

附 則 (平一九・三・一文科告三二)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平二〇・一・一三文科告一六五)

この告示は、平成二十一年三月一日から実施する。

附 則 (平二六・一・一四文科告一六三)

この告示は、公布の日から実施する。

附 則 (平二七・三・三〇文科告六九)

この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平二八・三・三二文科告五三)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平三〇・三・三〇文科告六六)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令元・一〇・三二文科告九八)

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令四・三・一七文科告三三)

この告示は、令和四年八月一日から施行する。

附 則 (令五・七・三一文科告六七)

この告示は、公布の日から施行する。